第七十四号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提

出

者

東京都

知事

小

池

百

合

子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都 下 水道 条例 (昭和三十四年 東京都条例第八十九号) 0) 部 を次のように改正する。

第十四条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この 条例による改正 一後の東 京都 下 水道条例第十 四条第二 項 0) 規定は、 平 成三十 一年十一 月一  $\mathbb{H}$ 以 下 基 準  $\exists$ と

後 0 汚水の排出に係る同年十二月分の料金から 適 用し、 基 準日以前 の汚水の排出に係る料金又は同年十一月分として

算定する料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

社会保障の安定財 源の確保等を図る税制 0) 抜本的な改革を行うための消費税法の一 部を改正する等の法律 (平成二十四年法

律第六十八号) 等 の 施行に 伴 1, 料 金の算 定に係る規定を改める必要がある。

第七 十 四号議案 東京都下水道条例の一部を改正する条例